

第2回 デジタルワーキング・グループ
議事概要

1. 日時：令和3年9月28日（火）16時00分～18時17分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

- (委員) 夏野剛（議長）、大槻奈那（議長代理）、菅原晶子（座長）、杉本純子（座長代理）、岩下直行、武井一浩
- (専門委員) 住田智子、瀧俊雄、田中良弘、戸田文雄、村上文洋、落合孝文
- (政府) 河野大臣
- (オブザーバー) デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ 浦上参事官
デジタル庁 戦略・組織グループ 石井企画官
- (事務局) 村瀬規制改革推進室室長、辻規制改革推進室次長、渡部規制改革推進室次長、吉岡規制改革推進室次長、山西規制改革推進室次長、大野参事官、藤山企画官
- (ヒアリング出席者) 株式会社内田洋行：木内ガバメント推進事業部執行役員事業部長
株式会社アスコエパートナーズ：安井代表取締役
株式会社アスコエパートナーズ：北野取締役
総務省：阿部大臣官房審議官
総務省：三橋自治行政局行政課長
一般社団法人日本経済団体連合会：小畑経済基盤本部長
法務省：堂菌大臣官房審議官
法務省：渡辺民事局参事官

4. 議題：

(開会)

1. 地方公共団体の調達に関する一連の手續のデジタル化について
(株式会社内田洋行、株式会社アスコエパートナーズ、総務省からのヒアリング)
2. 株主総会資料のオンライン提供の拡大について
(一般社団法人日本経済団体連合会、法務省からのヒアリング)

(閉会)

5. 議事概要：

○菅原座長 それでは、定刻になりましたので、第2回「規制改革推進会議デジタルワー

キング・グループ」を開催いたします。

本日もオンラインで開催しておりますので、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。また、御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後は再度ミュートにさせていただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。また、御発言いただく際は「手を挙げる」ボタンを押していただきますと、順番に指名させていただきます。

なお、進行時間を厳守いたしたく存じますので、大変恐縮に存じますが、質問につきましては、要点を絞ってコンパクトにお願いします。

本日は、河野大臣、大槻議長代理にも御出席いただいております。併せて、経済活性化ワーキング・グループより武井委員にも御出席いただいております。同じく経済活性化ワーキング・グループの落合専門委員は遅れて御出席いただくことになっております。また、デジタル庁からは浦上参事官、石井企画官にも同席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まずは河野大臣から一言御挨拶を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○河野大臣 本日も委員の皆様方、規制改革の御議論に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

今回、地方公共団体における調達業務のデジタル化ということで御議論をお願いしております。行政への入札、契約、請求などに関する手続は、地方公共団体ごとに様式がバラバラであったり、あるいは地域によっては対面、紙での申請など、様々問題がございます。事業者や経済団体から簡素化、デジタル化を進めてほしいとの要望を多数頂いているところでございます。

総務省は競争入札参加資格の審査の申請書の標準化に向けて作業を進めていると聞いております。書類の標準化だけでなく、調達に関する一連の手続については是非標準化した上で、まとめてそれらをデジタル化するというようにお願いしたいと思っております。

その際に、3年先です、4年先ですなどということではなくて、できるものから前倒しで速やかにどんどん具体化していただきたいと思います。具体的なスケジュールをきちんと示した上で、面倒な手続で大変御苦勞されている多くの事業者の負担をできるだけ早く軽減していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それからまた、株主総会の資料のオンライン化についても御議論いただきます。2015年だったかに経産省が行ったアンケートがありますが、株主総会のための資料の印刷と封入に営業日で10日から12日ほど必要で、企業によってはその総費用が1億円を超えることもあるということがございます。今年の1月、コロナ禍での特例措置として、単体の貸借対照表や損益計算書についてはオンラインでの開示でよろしいということにいたしました。これだけでも送付する書面が4割減ったり、作業期間も1週間程度短縮できたという声が

あります。ところが、この特例措置が9月の末で何と失効してしまうということになっておりまして、コロナ禍が続いている現状でこの特例措置を継続してほしいとか、恒常的にこれでいいということにしてほしいという要望だろうと思っておりますが、それを目指して今日の議論を踏まえた速やかな対応をしていただきたいと思いますと思っております。

来年には改正会社法が施行されて、株主総会の資料の全てについて電子的な提供が可能になるわけですが、書面の交付請求が行われた場合に、現在のコロナ特例措置よりも幅広く書面で提供しなければならないということがどうもあるようで、経済団体からは範囲を絞り込むという要望も来ているところでございます。法務省は今日参加していただいていると思っておりますが、書面交付請求の対象範囲などについて、今日の委員の皆様からの御意見を踏まえてしっかりと速やかに対応していただきたいと思いますというふうをお願いいたします。

是非活発な御議論とスピーディーな対応をしていただきますようお願い申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○菅原座長 河野大臣、ありがとうございました。

なお、大臣は公務のため、途中で御退室されると伺っております。

それでは、早速、議事1「地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化について」に移ります。

地方公共団体への入札・契約・請求に関する手続については、団体ごとに書式がばらばらであることや、対面・紙が前提とされている場合が多く、事業者の方から簡素化、デジタル化の要望が多い案件です。

前デジタルガバメントワーキング・グループでも、競争入札参加資格審査申請書の標準化に取り組んできましたが、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」では「総務省は、競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す」とされています。

今回は、競争入札参加資格審査申請書はもちろん、さらに調達に関する一連の手続まで範囲を広げて、デジタル完結に向けた議論をしたいと考えております。

それでは、まずは地方公共団体へ物品の販売や役務の提供を行っていただいています株式会社内田洋行の木内様より、事前に御提出いただいた資料1を基に御説明を頂戴したいと思っております。木内様、5分程度で御説明いただければと思います。よろしく願いします。

○株式会社内田洋行（木内氏） ただいま紹介にあずかりました木内と申します。本日は貴重な機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

事前に資料はお配りしてありますが、画面を共有させていただきたいと思っておりますので、少しお待ちいただけますでしょうか。

それでは、「地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化について」というこ

とで、日頃、課題と感じているところ並びに要望等について御説明させていただきたいと思えます。

まず、内田洋行は、こちらの円グラフにありますように、ビジネス的には、執務空間、オフィス環境などを構築するビジネスと、ICT関連のビジネスをやっているような会社でございませう。その中で、官公庁だったり地方自治体だったり学校だったり公共関係のお客様が4割程度ございませうので、その関係で全国で約1000の自治体に指名参加願を提出させていただいているようなところございませう。

その指名参加を作成するに当たっては、入札資格申請事務局ということで、東西で3名ほど、会社を定年されたOBの方をお願いするような形で事務を行っているというところだす。

一方、ITベンダーといたしまして、地方自治体で使っていただく契約事務・契約管理システムというものも開発、サポート、提供させていただいておりまして、30団体ほど今お客様がいらっしゃるのですが、そちらでお使いの中で普段課題として感じているところを指名参加の観点と契約事務の観点ということで述べさせていただければと思っております。

現状の問題意識や課題についてということですが、指名参加願について、地方公共団体の観点から話しをさせていただきますと、恐らく全ての地方公共団体にとって指名参加願、業者登録という事務は大変煩雑な事務だと思っております。したがって、それぞれの自治体の中で過去から、より効率化するような形で工夫されてきたという歴史があるのではないかと思っております。ただ、そういった形で各自自治体の方で個別に工夫されてきた関係で、例えば指名の受付期間や提出方法、提出書類等々が都道府県や市町村によってばらばらになっているというところがあります。一部、電子申請みたいなのところも、都道府県単位で行っているような団体、政令市などで大きなところでは市町村独自でやられている団体もあるかと思っておりますが、そういった登録以外に、いまだに「原本の郵送が必須となる場合がある」と書いてありますが、ほとんどのケースに紙が必要ということで認識しております。そうしたものが圧倒的に多いかと思っております。

都道府県が用意する共同システムが義務ではなく、東京などは東京配下にある区市町村は全てそこに登録しているのですが、都道府県によっては、参加は任意という形になっており、自治体個別の受付というのがなくならなくて、その自治体がどちらの方に属しているのか一々確認しながら仕事を進めなければならないということになっております。

電子入札について、幾つかの団体、都道府県で導入されているケースがありますが、開札結果以降の自治体側の契約事務については各団体固有事務になっておりますので、従来どおり、紙を中心とした手続、契約書や関連資料となっている団体が多いというのが実情でございませう。そのためにも多くの書類に押印を求められたり、また企業側においては押印するために社内手続に時間がかかったりという現状になっております。そういった契約事務をやるような現場では、捺印を管理する部門のテレワークが進めづらいついた問題もございませう。

こちら、上の2点は業者側の視点で書いたのですが、下の2点はどちらかという自治体側の視点で書かせていただきました。電子入札になって落札事業者に決定した場合に、財務会計システムというシステムの方に支出処理を回すのですが、電子入札を行ったデータ連携や、落札業者の情報などが電子入札システムと自治体独自の契約管理システムが連携されていないために、登録等の個別事務が、二度手間といいますか、二重処理になっているようなことが存在いたします。

また、電子入札の結果が即日ダウンロードできないような状況がございますので、すぐに契約書が発行できず、こちらの方も手入力して契約書を作成しているのが実情ではないかということがございます。

したがって、電子入札について業者側の立場及び自治体側の立場を見ましても、まだまだ課題、手間がかかっているという実情があると認識しております。

続きまして、ここからはそういった現状の課題を踏まえた要望についてです。まず、指名参加願については、各都道府県でもいいですが、できれば全国統一のシステムという形で運用していただければ非常にスムーズに事務が進むのではないかと考えております。

また、弊社の方は建設工事というよりも物品という形で登録させていただくケースがほとんどですけれども、物品に関しましては、都道府県ごと、市区町村ごとで物品の登録希望コードがばらばらなので、我々としては、どの物品、どのコードに対して登録しなければいけないか、一件一件調べながらやっております。例えば埼玉県などは450業種、品目があって、これを一々、今回どれに丸をつければいいのかということ調べながらやっているということがございます。

企業の中でいくと、組織変更だとか、または支店長の人事異動や、受任者の変更などが絶えず行われます。そういった記載事項の変更に関しては、個別に地方公共団体ごとに変更願を出しているのですが、そういった事務が、例えば970団体あったら970団体に対して全部変更願を出しているということになります。これも1か所で済めば非常に手間が省けるかと思っております。

電子入札については、工夫されて都道府県ごとに共同利用されているところがありますが、契約約款や必要手続がそれぞれの個別でばらばらでございますので、その辺りも共通化いただければ、用意する書類等も1つで済むかと思っております。

それと、電子入札に使用する電子証明書であります。電子入札に当たってICカードを購入してやっています。認証局に認証していただくために、ICカードで登録して、それで認証を行って入札しているのですが、それが今、東京都であったり大阪であったり、各都道府県ばらばらです。47都道府県全てが電子入札を行っているわけではないのですが、このままいくとカードが47枚必要になってくるという状況になりかねないと思っておりますので、この辺りも認証局を統一いただければ非常に助かると思っております。

先ほど電子入札は契約と分かれていることも課題ということでお話しさせていただきましたが、電子入札でせつかく落札業者や金額、品目、委託内容、そういったものが電子化

になっているのに、それが実際の財務会計や契約管理の方にそのままデータとして引き渡されなくて、紙に打ち出してもう一度入力しているというのが実態だと思います。多分、契約管理システムや電子入札に関して統一したデータ連携仕様が整備されていないために個別に紙に打ち出すということになっているかと思います。この辺りはDXの観点からすると決して効率化になっているとは考えにくいので、標準のデータ連携仕様の整備が入札側及び契約管理システム側、両方とも必要ではないかと考えております。

その辺りを、ちょっと分かりづらいのですが、フローに分けてみました。茶色になっているのが共同・個別に関わらず電子申請・電子入札で、青が個別の自治体で管理しているところになっております。指名参加願は、業者のところで行くと、電子申請を行ったとしても、その業者登録等は、契約管理システムがそもそも入っていない団体は紙に打ち出すしかないので、契約管理システムが導入されているとしても、紙に打ち出した後、改めて契約管理システム等にデータ入力しなければいけないという自治体側の煩雑さが残ります。

契約事務、財務会計のところで行きますと、自治体が入札しようと思うと案件登録を行って、執行伺を行って、あらかじめ登録された業者から、A、B、C、D、Eと幾つか、5社とか6社を選んで、負担行為の入札伺ということをやって業者決定を行います。その業者に対して、指名に選ばれましたので入札をお願いしますということの通知、これは電子入札システムで行います。ベンダー側では、応札金額を入力という形で入れ、最安値が当然、落札決定ということになります。落札決定されたら、電子入札システムから決定通知までは出るので、その後、契約事務に至るところがここで途切れていますので、契約管理システムに情報入力したり、もしくはシステムを入れていない場合は紙に打ち出して契約書を作成したりという形で事務を行っている状態です。

したがって、こういった煩雑さを解消するため、電子入札及び指名参加の電子申請と役所側の内部の事務のデータ連携をきちんと行うことで初めて業者側も自治体側も効率化になるのではないかと考えております。

以上、現在、指名参加願を多く行っている企業として、今、感じている課題、並びに今後こうしてもらいたいという要望について、簡単ですけれども、報告という形で説明させていただきました。ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、地方公共団体を含めて行政手続のデジタル化などの支援を行われている株式会社アスコエパートナーズ、安井様より、事前に御提出いただいた資料2を基に御説明を頂戴したいと思います。安井様、それでは、5分程度で御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○株式会社アスコエパートナーズ（安井氏） アスコエパートナーズ、安井と申します。

それでは、御説明申し上げます。本日、貴重なお時間の中でこういった御説明の機会を頂きまして、ありがとうございます。私どもの方で今回の調達業務に関するデジタル化に

ついてコメントを申し上げたいと思います。

簡単に私どもの会社の案内でございますが、私どもは、利用者視点に基づきまして、行政DXに関する標準化と民営化を進めている会社です。標準化といいますのは、子育て支援、災害対策など、様々な行政サービスに関するコンテンツ、手続、申請項目、業務に関する標準化です。民営化は、こういったコンテンツに基づいたWeb、アプリなどによるDX-PPP、DXでプライベート・パブリック・パートナーシップをやろうと事業を進めています。

標準化に関しては、ユニバーサルメニューといたしまして、一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会がございまして、慶應大学の國領先生に代表理事をやっていただいておりますが、そこと一緒に行政サービスの標準化を行っています。

DX-PPPの方ですが、子育てサイトや新型コロナのサイト、いろんな手続関連、百数十自治体です。おかげさまで最近もどんどん増えていまして、直近は、本日も参加している北野が担当しております相模原市もスタートいたしまして、私どもが構築だけではなくて運用しているということが非常に大事な部分かと感じています。

では、ここの知見を基に感じたことを御説明申し上げます。調達業務に関する標準化というところで、是非やっていただきたいという部分の必要条件、それから、私どもの経験上是非やっていただきたい十分条件ということで、つなげるというところについてお話し申し上げたいと思います。

まず、必要条件は、項目の標準化です。これは総務省さんがやっていただきまして、これは昨年御説明した資料ですので、今日は簡単にします。皆様御覧いただいていると思いますが、昨年、大阪市、横浜市、長岡市、長崎市で添付書類の比較をやったのですが、添付書類、提出書類はいろいろ千差万別でして、同じものもあるのですが、ばらばらで、私ども自身も苦労しています。意外と大事なのが申請期間で、随時、随時、10月から12月、随時という形で、日にちも結構違って大変です。

それから、今日お話もあると思いますが、項目ですね。これは大阪市、横浜市、長岡市、長崎市を昨年調べたものですが、記載項目が微妙に違います。特に、先ほども言っていたのですが、例えば横浜市は会社の設立年月日、長岡市は創業年月日、長崎市は設立年月日です。私自身、起業したのですが、設立と創業は微妙に思いが違うところがありまして、難しいところもございまして。こういったことで、項目も違い、表現も違うところで非常に苦労して書いています。この項目の部分に関しましては、この後、お話しなさると思いたすけれども、共通部分は是非、ただ、自治体が独自に工夫していらっしゃる場所もあると思いますので、共存してもいいのではないかと考えています。

「様式」という言葉ですが、これは、私は個人的にはやめてみたらどうかと思います。行政手続法では「様式」という言葉を使っていますが、いろんな意味がありますが、どちらかというと申請書のイメージ、紙のイメージが多うございます。

これだけサンプルで御説明申し上げますと、これは私たちでもやっているソリューションで、ここにある申請書に関して名前を入れると出るという形です。画面が小さくて、申

請書を見なくても入力画面だけできるようになっていまして、私たちにとっては当たり前ですが、申請書の順番とこっちの入力画面の順番が全然違うのです。入力する順番は、入力する人にとって入れやすいようにしていまして、また情報間に連携を持たせています。紙の場合には項目はもちろん同じですけれども、レイアウト上はちょっと違う形がありまして、レイアウト情報と情報表示項目をあまり交ぜない方がいいのではないかというのが私たちの思いです。

それから、添付書類、時期、申請方法なども併せて標準化ということです。

申請書は、私たちもお役所の方とお付き合いしていますと、結構、業務フローと関わっていますので、業務との連携はしっかり行います。ちょうど今、内田洋行様が御説明なさいましたが、内田洋行様のような関連するシステムを御提供していらっしゃる会社との連携はもちろん不可欠と思っています。

時間の関係もありますので、十分条件はここだけ御説明申し上げます。私たちが標準化、それから、DX-PPPをやっている中で大事な点を2点御説明申し上げます。

まず、法令、申請と手続とをつなげるというところですが、これはよく見せるスライドで、一般的なことで先生方にお見せするものではないのですが、必ず法令があって、それに基づく制度があって、手続があって、様式、いわゆる申請書になってきます。今、ここだけ議論すると、当然、法改正等が起こってまいりますので、このところが抜けることがございます。こことここだけだとやりにくいことがありまして、この制度や手続を押さえることが大事です。この関連性を表現しないと、ここだけが成り立つということはあまりありませんので、この関連性をつなげて見ていくと、法改正のときはもちろんですが、この後申し上げます制度間、様式間をつなげる関連性を持たせるというところが非常に効率的になってまいります。是非ここをつなげるというイメージを持っていただくというのではないかというのが1点目です。

2点目は、言うまでもないのですが、他の申請とつなげるということです。どういうことかといいますと、私たちのこのソリューションで、当たり前ですが、複数の申請書が同時にできるようになります。入札のためとか、登録申請書は、比較的、1個だけで見られがちですが、私たちも1個だけ申請書を作ることはほとんどありませんので、他の申請とつなげるという形で構築しています。イメージ的には私どもはワンストップ連携という言葉をしております。ある手続をやって、ある手続をやって、いわゆるワンストップみたいなことをデジタル庁でも言っていると思いますが、どれとどれをつなげるのかというイメージを持ちながらやりませんと、ワンストップ連携できませんので、このためにも、先ほどの法律、制度、手続というものをこのスライドをもってやっていかなければいけません。私ども企業にとって入札申請だけではございません。いろんな申請がありますので、その際にできるものがワンストップになるとは限らないと考える次第です。

非常に駆け足でございましたが、私たちの経験やいろんな思いを込めまして、こういったところも参考にさせていただけたらということを御説明申し上げます。ありがとうございます

いました。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、総務省より、あらかじめ提出いただいた論点について10分程度で簡潔に御説明をお願いします。私の不手際で時間が押していますので、要点を絞った説明をよろしくをお願いいたします。

○総務省（阿部審議官） よろしくをお願いいたします。総務省審議官をしております阿部でございます。私の方から御説明させていただきます。

まず、資料3-②を御覧いただけますでしょうか。今までの検討経緯ということがございます。令和3年6月18日に閣議決定されたものに基づきまして、検討を進めてきたのですが、ポイントだけお話ししますと、下から2つ、赤で囲っております③の規制改革推進会議でのヒアリングで、様式について、電子申請を前提としたものとなっていないという御指摘を頂きまして、それを受けまして、今、見直しをしてきたということがございます。④は、7月から8月にかけて、経済団体の方々と意見交換させていただいて、今、準備が整ったものと思っております。了解いただきましたら、早急に地方公共団体に通知を出して活用していただくということで周知したいと思っております。

ポイントですが、次のページでございます。国の様式における項目を基本とするということで、各地方公共団体は、そうはいつでも、先ほど来お話がございますけれども、工夫していろいろと項目を追加しているということもありますので、そういうものについては別の様式をつけて追加する。ただ、これは追加項目等の一覧の様式ということで、この様式に追加項目名等を入れていただいて、これで他団体との比較もしやすいようにするというようにしたいと思っております。

御指摘ございました、いわゆる神エクセルという形のものについては、ちゃんとデータでの申請を前提とした様式にしたいと思っております。

あと、電子申請のシステムにつなげていかなければいけないということなので、実際に入力するときにはどのような形で入力すればいいかという入力フォーム例についても併せて作りまして、周知したいと思っております。

3ページ、4ページ以降は見ていただければと思います。

もう一つの資料3-①につきまして、ざっとポイントを絞って御説明させていただきたいと存じます。論点に対する御質問をいろいろと頂いております。

まず、1つ目の論点につきましては、今、申し上げたことと重なりますが、要は、令和3年4月に頂きました御指摘ということで、それについて答える形で私どもとしては準備させていただいたつもりでございます。併せてその下に書いておりますけれども、経済団体等の方々とも意見交換しまして、修正について見ていただいたということでございます。

次のページは論点1-②です。これはファクトですが、オンラインで受け付けている地方公共団体はどれぐらいあるのかということと、都道府県がまとめて受け付けている例はどれぐらいあるのかということでございます。そのうちのオンライン化というものの質

間でございます。回答がございますように、令和元年度に調査をしておりますが、オンライン化している都道府県は47団体中32団体、市区町村は1597団体中430団体ということで、まだまだオンライン化は進んでいないというのが実態だと思っております。都道府県と市区町村が共同してということにつきましては、悉皆的な調査はございませんが、私ども調べました限りでは、例えば群馬県、千葉県、神奈川県では、県と県内市町村もしくは一部事務組合等が共同でオンライン申請システムを導入して申請を受け付けている例がございました。

論点1-③は、新たな標準様式をどのように反映させるつもりなのかということでございます。また、デジタル化をどうやって促すのかということでございます。回答がございますように、私どもとしましては、オンライン化というのはこれから当然大事だと思っております。コロナ感染症の蔓延防止や、行政サービスの効率的、効果的な提供の実現ということで、この意義を改めて地方によくお伝えして、是非取り組んでいただきたいと思っております。既にオンライン化している団体につきましても、標準項目を使っていただけのようにタイミングを見て反映を促していきたいと思っております。

論点1-④は、PDCAサイクルを回して改善すべきであるとか、独自項目が残っているということで、状況が変わらないのではないかという御指摘だと思います。これにつきましては、私ども今回、御指摘、御指導いただきまして、こういう形で作りしましたので、まず来年度でこの様式についてどれぐらい使っていたか、実態をちゃんと見ながら、フォローアップしていきたいと思っております。追加項目については、先ほども申し上げましたけれども、同じ様式にまとめていただく形にして、それをホームページで公表していただければ、ある団体では非常に多いではないかとか、ある団体では必ずしも必要ではないと思われるものを聞いているのではないかとか、そういう議論が促されると思いますので、それについてもしっかりとフォローアップして、改善を促していきたいと思っております。

論点1-⑤でございます。納税証明書の例がございますが、申請に必要な証明書をその都度、取らなければいけないとか、時期がばらばらになっているという御指摘だと思います。回答がございますように、募集時期等につきましては、国の法令に定めているものではございませんので、いきなりこの時期にやりなさいということまでは難しいということだと思っております。しかし、オンライン化が進んで、しかもこれが標準様式で共通して共同で受け付けるようになってくれば、自然とその時期も統一が図られると思っております。私ども、正直、実態が分かっていない部分がございますので、このオンライン化等にしっかり取り組んで、その中で次のステップに進んでいきたいと思っております。

論点1-⑥と1-⑦でまとめております。例の神エクセルの話でありますとか、あとはデジタル化に取り組むには、総務省の働きかけ、財政的支援が必要という御指摘だと思います。前段につきましては、繰り返しになりますが、修正を行わせていただきました。記載要領の中で、書面ではなくデータによる提出を可能とするように、原本ではなくて写し

でもいいということや、PDFに変更するとデータが取り込めないということもあるので、そういうことは変更しないということで扱ってほしいということで記載要領にも書き込ませていただいております。御指摘のことに対応できるように促してまいりたいと思っております。

調査済み回答の論点2-①は、例の押印の話でございます。押印についても省略ということで地方公共団体でも取り組むべしという御趣旨かと思っております。回答のところでございますけれども、①、②で、責任者及び担当者の氏名及び連絡先、事業者としての意思表示であることを確認するというので、メモを残すこととすればどうかということで、国の方で示していると理解しております。地方公共団体につきましても、そこにありますように、通知を出し、要請はしております。内閣府のマニュアルなども御紹介しております。これにつきましては、引き続き地方公共団体に働きかけをしていきたいと思っております。

論点2-②でございます。ワンスオンリーの原則に沿って項目を見直すべしということや、ID（gBizID等）との連携ということはどう考えるのかという御趣旨かと思っております。ワンスオンリーの話でございますが、政府として目指している方向というのは、そのとおりですけれども、実際問題としてなかなかオンライン化されていないのが現実でございます。ですから、ここはまずオンライン化を進めていくということであろうかと思っておりますし、国の方の連携についても今いろいろと取り組んでいるという状況だと思っておりますので、その状況も見ながら、私ども、結果的にはワンスオンリーにつながるように考えていきたいと思っております。

論点2-③と2-④でございます。まとめてでございますが、ばらばらのシステムなので、標準化ということと、国主導でやるべきだということで、データの連携、庁内データ連携も含めてという御指摘だと思います。実は標準化ということで、システムの標準化は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を先の国会で成立させていただいております。この中で、住民記録、地方税、社会保障、教育の4分野の17業務を中心にして、今、それぞれ団体はばらばらにシステムを作っているわけですが、そういうものについて標準化していったら共通化まで考えて、令和7年度までに移行するというのでやっております。こういう中で、一定、データの標準化・共通化、お互いの連携が取りやすい形になっていくと理解しております。

一方、調達関連の手續につきましては、繰り返しになりますけれども、まずオンライン化そのものが進んでいないということなので、それについて今回の御指摘も踏まえながら、しっかりと進めていきたいと思っております。その進捗をちゃんと管理した上で、さらに次のステップということができるとかということで、地方公共団体の意見なども踏まえて対応を検討していきたいと考えております。

駆け足で恐縮でございますが、私の説明は以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いし

ます。

意見交換、質疑のときは、可能でしたら、委員、専門委員の方、画面のビデオをオンでお願いいたします。

それでは、効率よく進めるために、2～3名の方に先に質問を頂いて、まとめてお答えさせていただこうと思います。まず、村上専門委員、岩下委員からお願いいたします。

○村上専門委員 村上です。御説明どうもありがとうございました。

総務省に4つお聞きしたいと思います。

1点目が、資格審査だけではなくて、先ほど河野大臣もおっしゃっていたように、一連の調達業務全体のデジタル化と自治体内部も含めたデジタル完結について、総務省で今後検討される予定があるのかどうか。

2点目が、17業務の標準化とSaaS化を今、進めていると思いますが、そこに18番目として調達を入れることができないのか。

3点目が、先ほど総務省から御紹介いただいたデジタルガバメントワーキング・グループ、私も参加していましたが、先ほど安井さんもおっしゃっていたように、そのワーキングでも、今後、「様式」とか「〇〇書」という呼び方はやめましょう、「データ項目」にしましょうという提案をしました。これについて今はまだ「様式」という言葉が使われていますが、変えることはできないのでしょうか。

4点目、調達に関して、国の全省庁統一資格というのがありますが、これを自治体が流用して資格として使うことに何か問題はあるのでしょうか。

この4点、お願いします。

○菅原座長 次に、岩下委員、お願いいたします。

○岩下委員 岩下でございます。

本件は国のサイドでもデジタルガバメントワーキング・グループでいろいろ聞かせていただきましたので、いろいろ申し上げたいことはありますが、私は1点に限ってお話しさせていただきますと思います。

総務省さんに対してです。論点2-①で見積書や請求書における押印の省略についてのお話があります。今どういう仕組みになっているかというのはよく御存じだと思いますが、電子入札、電子契約のシステム、総務省さんが正にお持ちのシステムを国は使っていないし、これを真似た形で各自治体がいろいろと作っていらっしゃる。この前、東京都に来ていただいて詳細をお伺いしました。そういうのを聞くと、とりわけ、判子を押さなくてはいけないという部分のデジタル化のところに大変な苦勞をされている。かたがた、先ほどの内田洋行さんのお話をお聞きしますと、そこでやられているのは、かなり昔の20年前の、ICカードを利用して、いわゆるGPKIとかLGPKIとか言われて構築した時代のものの仕組みをみんなに使うように言っている。ところが、それが今やほとんど使うことすらできないインターネットエクスプローラーの古いバージョンでないと動かないとか、そんな話を聞くにつれて、何でこんなことをやっているのだろうというところが私のそもそ

もの疑問です。

実はこれについては、財務省さんや東京都さん、総務省さんに、これまで何回も、何で電子署名が必要なのか、何を目的として電子署名はつけているのですかと、見積書、請求書、さらに言うと契約書があります。地方自治法234条の5項には、記名押印なくしては、あるいはそれに代替する電子署名なくして契約は成立しないとまで書いてありますが、ただ、それは変な話であって、契約というのは判子がなくてもきちんと成立するものであって、別に電子署名は要らないですよ。何で電子署名が要るのですか。技術的な目的として、デジタル文書のセキュリティーを担保する、改ざんを防止するとか、本人を認証するとか、一体何を目的でやっているのかと尋ねると、会計法に記名押印を要すると書いてあるからやっているのですという回答なので、だったらそこを直せばいいではないですか。

今、法律で記名押印を要すると書かれている事例は極めて少なく、ほとんど会計法くらいです。会計法を多分まねて地方自治法の234条5項が書かれていると思うので、会計法29条の8の2項に書かれていることはどこから発生したのか。これは相当新しい条文だと思うので、明治とか大正の会計法の古いのを全部読んでいったのですが、記名押印なんて書いていないのです。記名押印などなくても契約成立するのは当たり前ではないですか。普通に契約書を交わせればいいわけで、電子契約書であつたら普通にログインして契約が成立となつたら、それで終わりです。世の中全てそれで回っているのに、なぜここに電子署名が必要なのかということをおっしゃいますか。言えないのだったら、そんなことはやらせるべきではないし、やるべきではないですね。

これは法律が悪いのだといえば、そのとおりだと思いますが、その法律を直しておかなかつたことの不作為の問題もあると思いますし、根本的に記名押印はそもそも要らないという方向で今動いているので、ここにだけ必要な理由はないですから、そもそもそれを要らなくするべきで、回答2-①のような中途半端な逃げ方をしないで、正面切ってこの仕組みをなくしていただきたい。私は、電子署名を専門にしている人間なので、それだけにこんな扱いをされるなら電子署名はあまりにかわいそうなので申し上げたいと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、総務省の方、村上専門委員の質問4点と、岩下委員から質問1点、非常に根本的な問題を御指摘いただいておりますが、御回答いただければと思います

○総務省（阿部審議官） ありがとうございます。総務省の阿部でございます。

村上専門委員からの御質問でございました資格審査について、今、問題になっている資格審査ですけれども、調達全般についてデジタル化という話になるのではないかという御指摘だと思います。それから、内部のデジタル化ですね。もともとそこが入り得ないと我々は思っているわけではないのですが、まず入口のところですらデジタル化が進んでいないものですから、まずこれをやらせていただいて、それで恐らくいろいろな反応があると思います。簡単に進むのか、それともやはりいろいろな問題が起こるのかというのがあります

ので、そこをちゃんと見ながら判断させていただきたいと思っております。

あと、重なるのですが、17業務の18番目に調達をということでお話がありました。実は17業務は基本的に法律の規定があって、こういうルールでやりなさいという事務について揃えてきているというのが一番の基本的な考え方です。一部、条例に基づき行っている印鑑登録などもありますが、基本的には国としてこういうふうにしなさいということになっているので、これに従って、例えばデータも扱いなさいと言えるということだと思っております。ちょっと難しい面はあるかもしれませんが、ただ、あそこに入れるかどうかはともかくとして、調達システムとして、例えば4番目の質問にもつながるかもしれませんが、こういうシステムがあるので、例えば全国のシステムがある、そういうものを転用していけば使えるではないか、そういう答えもあるのかもしれませんが、そういうものについて地方団体もそれがいいではないかとなれば、そういう可能性が全くないわけではないと思っています。18番目に法律上位置づけるというのは難しいかと思いますが、結果としてシステムとして統一していくという道は考えてもいいような気がしております。

「様式」という言葉をやめようというのは、そうなのですが、実は法律、政令とか省令、現在、日本の中でベースは紙でほとんどのものは作られているというのはあると思います。ですから、法律上、そういうことを使うのはやめろと言われると、正直、難しい面もあるのかなと思いますが、それ以外の説明のときに「様式」を使うのをやめようというのは、もちろん、あり得る気はしますので、その御趣旨は踏まえていきたいと思っておりますけれども、法律上のところは難しい面もあるのかなと思って聞いておりました。

4番目は、繰り返しになりますが、今回いずれにしても地方に対して示しますので、それに対するレスポンスがあります。それに対して、今あるこういうシステムを使えるではないかという面も全然ないとは思っておりませんので、私どものシステムではないため使いますというようなことは関係機関とお話しなければ申し上げられませんが、そういう可能性もあり得るのではないかと考えております。

岩下委員から電子署名の話がございました。かなり根本的な話でございまして、私どもの答えられる範囲は、正直、超えているのかなという気がしております。ただ、多分に個人的な感覚もありますが、おっしゃるところはそのとおりで、手続によってどういう署名が要るかとか、本当に電子署名まで要するのかとか、ID、パスワードでいいのかという議論はあるところだと思います。従来、IT室とか、今で言えばデジタル庁となるのかもしれませんが、その辺りでもそういう議論はされていたやにも聞いておりますので、その辺りで連携しながら進めていくべき課題なのかと思っております。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

村上専門委員、どうぞ。

○村上専門委員 4つ目の質問は私の言い方が悪かったかもしれません。入札の際に各府省が使っている全省庁統一資格がありますね。あれを自治体に使わせることができないか

というのが4つ目の質問でした。

それから、資格審査のオンライン化から順番にやっていくという話がありましたけれども、全体像を描いて、その中で優先順位をつけて進めないと、まずここをやってみて次というやり方は、これまで20年やってきてうまくいかなかったもので、再検討する方がいいと思います。

以上です。

○岩下委員 すみません。1点追加で、村上専門委員への総務省さんの回答で、今の国の書類は紙なのですとおっしゃいましたが、少なくとも去年の10月から11月に内閣府の大臣官房の公文書管理課がアンケートした記録によれば、電子媒体を正本または原本として管理していると答えている文書管理者の単位は全体の半分以上を超えていますので、今の政府の書類は全て紙だというのは認識が違うと思います。本音か建前かはともかくとして、電子版が正本であるという形に公式になっているところが半分ぐらいあるということは御認識いただきたいと思います。

○菅原座長 総務省の方からコメントございますか。

○総務省（三橋行政課長） 総務省でございます。

各府省共通の電子入札の参加システムにつきましては、私どもは担当といたしますか、そのシステムを持っているところと十分相談しなければいけないと思っています。さっき阿部審議官からも御説明しましたとおり、地方団体がそういうのを使いたいというニーズが出てくれば、もともと国の調達のためのシステムでございますので、そのための維持費等も含めて国はお支払いしているという状態だと思います。それを地方団体が使うとか、あるいはそれに準じたものを地方団体用のものを何か整備するというようなことは当然、議論としてはあり得ると思いますし、地方団体のニーズを踏まえて関係省庁とともに所管しているところを含めて相談していく話だろうと思っています。こうしますということが言えないものですから、今回の議論として検討していきたいと思っています。

○総務省（阿部審議官） 村上専門委員の方から全体像をというのは、おっしゃることもそうなのですが、繰り返しになって恐縮なのですが、資格審査ですらオンラインできていなくて統一もされていない。統一されていないという言い方をしましたが、本当は、これはもともとそれぞれの事務なので、ばらばらなのですね。ただ、それを放置したのが悪いではないかと言われれば、そういう御指摘はあるのかもしれませんが、まず、ちゃんと実態を踏まえてやらないと、結果的に「やるぞ」と言ってもみんなついてこないということになるのではないかというのを恐れています。いずれにしても、そこが所管ではないと申し上げつもりはないので、そこも入り得ると思っているのですが、それを踏まえつつ、この資格審査のところできっと実態を見ていきたいと思っています。

○菅原座長 コメントはまだあると思いますが、他の委員に一巡させていただいてから、またコメントをお願いします。

それでは次に、住田専門委員、瀧専門委員、お願いいたします。

○住田専門委員 ありがとうございます。

村上専門委員が言ってくださったことが多いのですけれども、私からも御意見を言わせていただきたいと思います。

内田洋行さんから話しいただいた個別のシステムの導入が結構多くて、それに対して対応するのが大変である、それも悲痛な叫びだと思っております。これが何でなかなか共同にならないのかというところで考えたときに、村上専門委員がおっしゃったみたいに、17業務にプラスアルファして、その部分もしっかり標準化していくのが大事なのではないかというのが一つあると思います。やはり各自治体の方がそれを使ったときにメリットがあると思ってもらわなければいけないというところでいうと、ずっとお話にも出ています前後の業務とのつながりだったり、ほかの申請とのつながりだったりという考え方をしっかりやっていくというのも重要ですし、先ほどずっと様式の話もしてはいたけれども、様式のところでワンスオンリーを実現するとか、ユーザーの方が入力しやすい入力の項目みたいなものをしっかり整備してお伝えするということがすごく大事なところかなと思いますので、そういうところをしっかりとやっていきたいと思います。

そういうのをやるというところでいうと、アスコエの安井さんもおっしゃっていましたが、法律まで今回は遡ることはないと思いますが、例えば制度を考えると、システムのことを考えていくときに、最終的なシステムで実現できるイメージみたいなものを持って制度や法律も考えていただきたいと思いますので、最初の検討のところから最後のシステム介入時に全体が持つところのイメージみたいなところを持ってやっていただくために、そういう段階からある程度データのイメージとかを持っている人に入って一緒にやっていくということが重要かと思えます。そういう体制とかも検討していただきたいと思います。

以上です。

○菅原座長 次に、瀧専門委員、お願いします。それから総務省の方をお願いします。

○瀧専門委員 総務省さん向けに1つ質問と、アスコエの安井さんに1つ質問がございます。

総務省さん向けに、今回内田洋行さんの資料などを見ながら初めて知ることがすごく多かったのですけれども、最終的には効率的な公共調達をするということが重要なゴールであって、電子化が目的ではなく、全国で一番いいサプライヤーから欲しいものをタイムリーにもらえる、そういうことを実現することが本来のサービスとしての要素なのだと思います。ということ考えたときに、私たちみたいな民間事業者は、調達する品目のデータ・ライブラリーをどう持つか、世の中にどういった資材があって、その中から何番と何番を買いますとなるわけですが、これが自治体ごとにばらけているのではと推測しています。

そういうときに、自治体の単位でライブラリーを別個に持つべきなのか、国内で1つでいいのではといった考え方があると思っております。楽天でもこの問題を供給側で抱えられ

ていて、北川さんがそれをすごい工数をかけて整備したという感覚なのですけれども、何かそういうところまでのビジョンが、今はまだ電子化をしている最中であるのですけれども、必要なかと思っております。大分未来の話かもしれませんし、枠外の話かもしれないのですけれども、これに絡んだお取組があれば教えてくださいというのが1つ目の質問です。

2つ目は、これは安井さんにお伺いという感じなのですが、私も常々、ワンスオンリーという言葉なめてはいけないというか、これさえできれば本当にいろんなペインがなくなるということをもいつも申し上げています。片や、例えばアスコエさんのさっきのビューでいうと、ブラウザというか、アスコエさんのサイトの中からワンスオンリーを実現していくメソッドもあれば、gBizIDみたいな認証フレームワークの下でそれを同時に書いてあげるという方法もある。離れ業としてブラウザの拡張でパスワード管理ツールのような形でやるみたいな発想だってあると思うのです。「gBizID等」とあるように、ほかにも選択肢があるのかなと思うのですけれども、こういうのをいろいろ見られてきた安井さんからすると何が一番最右翼の選択肢なのか、御意見があれば教えていただきたいです。

以上です。

○菅原座長 それでは、総務省の方、お願いいたします。

○総務省（阿部審議官） 総務省でございます。

まず、住田専門委員の御質問、いろいろ御指摘ありがとうございます。その上で御質問といえますか、最後のところの地方団体の人にも入ってもらって検討すべきというのは、今もデータ項目といえますか、データの入力フォームについても意見を頂きながらやっていますし、繰り返しになりますけれども、団体の意見を聞かずにやるということは不可能なので、そこは引き続きフォローアップの中でもしっかりと話を聞きながらやりたいと思っております。

それから、瀧専門委員の話で、品目に番号を振るとか、事務に番号を振るとかというイメージかもしれないと思いながら聞いておりました。私ども、システムの17業務については標準仕様をつくりますので、いずれにしても、登場する項目とか事務のフローというのは揃ってくると思います。そうすると、そこに一定のそういうものをつけて、例えば国から情報を流して、それを受け取るようなことは、理屈上はできていると思いますが、いろいろな業務にまたがって起こることで、1業務だけで完結して事務の番号を振るとかいうことも難しいのだと思います。そうすると、全ての省庁をまたぐといった話になるので、それこそデジタル庁と一緒にやってやらないとなかなかできないのかなと思っております。標準化していくと、いずれにしてもそういうことにも取り組める素地はできていると思っております。

○住田専門委員 住田ですけれども、先ほどお伝えしたのは、自治体でデータ項目の内容が分かっている人ではなくて、実装のイメージを持っている人という意味でした。それがちゃんと伝わっていなかったと思ひまして、そこはちゃんと専門家の方と一緒にやってい

ただいた上で、制度自体はそれを基に作っていただきたいと思っております。

以上です。

○菅原座長 それでは、瀧専門委員の質問に総務省さん再度お願いします。

○総務省（阿部審議官） 瀧専門委員には説明いたしましたけれども。

○瀧専門委員 先ほどちょっとお答えいただいたのですけれども、私の質問は、調達する物資というか、物の側です。例えば椅子みたいなものを考えたときに、どんなタイプの椅子にどういう付番をするかみたいなのがありまして、それが自治体ごとに違う数字で管理していくと横で比較できないという話になってしまうのですけれども、それはあまりに大きい話過ぎるよう感じられているのか、ポテンシャルとしてあり得るとお感じなのかというところだけお聞きしたいです。

○総務省（阿部審議官） ありがとうございます。

繰り返しになって恐縮なのですが、調達そのものはそれぞれの団体がやっている行為ですので、そういうものを強制的にしなさいというのはなかなか難しいのかなと思います。ただ、そういうものを作って、各団体がそれは便利だし、調達するときにすごくやりやすいと思ってくれるような仕組みができるのであれば、可能性はあるような気はしますが、いずれにしてもそのためには、さっきの17業務の話と同じですけれども、事務フローなどもある程度そろわないと難しい面もあるのかなと思ったりもしますので、ある程度オンライン化をやっていく中でそういうものを考えていくのかなと、お答えになっていないかもしれませんが、思いました。

○菅原座長 では、続いて、アスコエパートナーズの安井さん、お願いできますか。

○株式会社アスコエパートナーズ（安井氏） アスコエ、安井でございます。簡潔にお答えいたします。

瀧さんの御質問の前に関係ないところで2つコメントを申し上げますと、総務省さんがおっしゃるとおりで、各団体、自治体がいろいろ考えていらっしゃる場所もありまして、特に条例で決める場所もありますので、全部、国が標準化するのではなくて、私どもは、リザーブ領域とオープン領域と言っていますけれども、国がリザーブした標準の部分と、自治体が独自に決められる部分、2つあっていいかなと思っています。瀧さん御指摘の商品IDに関して、リザーブで標準で用意して特定してあげる部分と自治体が独自に特定できる部分、2つあってもいいと私は思います。

瀧さんのUXの部分、これは正直悩んでいます。私見では、ブラウザ方式は万能ではない。限界がありまして、ワンストップで私たちも5～6帳票、何十帳票にもなってくると分かってこなくなるので、ブラウザ方式でああいうふうに見せるのではなくて、私たちもまだ試行錯誤ですけれども、さっきおっしゃるgBizIDみたいなIDでログインさせて、IDに各項目を紐づけていくというふうなものでやっていかざるを得ないのではないかとこのところでは。今ここは、正直なところ、模索中でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、戸田専門委員、それから田中専門委員、よろしく申し上げます。

○戸田専門委員 先ほど阿部審議官のお話で標準化はなかなか難しい分野だとお聞きしたのですけれども、我々民間企業においては、紙や押印を必要とする手続きが大半を占める入札や調達関連事務が、コロナ禍においてテレワークの阻害要因としてかなり大きなものでありましたので、契約や請求を含めて一連の手続全ての電子化を是非推進していただきたい、というのがお願いとしてございます。

瀧さんのお話にもありましたけれども、単に紙を電子化するだけではなく、調達手続全体の見直しも含めて取り組んでいただくと良いかと思えます。例えば、ECサイトを自治体の物品調達で直接使うことなどを可能にいただけるとスムーズに行くのではないかと思います。

それから、国・政府の電子調達においてはマイナンバーカードを使って入札できることを考えておられますけれども、地方においてもマイナンバーカードを使って一般の社員が復代理人として入札・応札できるような環境も整えていただければと思います。

以上です。

○菅原座長 続きまして、田中専門委員、お願いします。

○田中専門委員 ありがとうございます。

個別の御回答について質問いたします。まず、1-②につきまして、特に市町村では申請手続のオンライン化率がかなり低くなっています。オンライン化を促していくという御回答をいただいておりますが、それだけでオンライン化率が抜本的に向上するとは想定できないと思えますので、思い切って総務省で統一的なシステムを設計して提供するか、あるいは小規模自治体等に財政支援を行って、デジタル化、オンライン化を促すということを御検討いただけないでしょうか。

2点目は、1-⑦についてです。事前質問にありますとおり、本来は必要のない対面での書面提出を求められるという実態もあるようですので、写しで出すことができるのか、オンラインでも提出することができるというのではなく、写しでも必ず受け付ける、対面で提出させるようなことはしない、ということを徹底するよう総務省から通知していただけないでしょうか。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、総務省さん、御回答をお願いします。

○総務省（阿部審議官） まず、戸田専門委員の方からの御質問というか、御意見ということで承りました。先ほど村上専門委員の方からもございました。今、いろいろ御指摘いただきましたので、正直、資格審査のところからとは思っているのですがすけれども、全体もよく見てという御指摘だと承りましたので、頂いた御意見も踏まえながら、何かできないかということを考えてみたいと思っております。

それから、田中専門委員でしたでしょうか。まず、1-②のオンライン化がなかなか進

まないのということで、総務省で設計して作って配ればいいではないか、もしくは財政支援をとということでお話があったと思います。先ほども申し上げたのですが、作って配って使われなくなると、結局それが一番困る話になると思っております。パーフェクトなものを作って配れるという自信があるなら、それはいいのですけれども、恐らくそこまでは私どもとしてもノウハウもありませんし、実態としてもついてこないのではないかと思っています。そのところは、先ほど来、申し上げているような形でスタートさせていただいて、その上で、その先どうするか、考えさせていただきたいと思っております。

それから、2つ目の1-⑦、オンラインでしか受け付けないということだと思いますが。
○総務省（三橋行政課長） これについては、各自治体が今のコロナ禍で対面で受け付けるということをごとまで見直していくかということが重要だと思っております。私どもも周知をしていって、今回の統一的な入札参加資格の標準化の意義を周知していくとともに、総務省の方で今のやり方をやめろとか、こうなさい、受け付けなさいというような、逆に自治体の方からいうと、なぜそこまで言うのとなってしまうので、やはり意義、自治体のメリット、対面ではなくてもオンライン化してスムーズに受け付けられるような仕組みや環境を整えていく。そのための必要な助言や、あるいは今、財政支援というお話もありましたけれども、そういうことも含めて、私ども、自治体の声を聞きながら進める方策を考えていきたいと思っているところでございます。

○菅原座長 国がもう少しリーダーシップを執って進めていくべきということだと思いますが、田中専門委員、追加のコメントがあればどうぞ。

○田中専門委員 先ほど統一的なシステムを作るのが難しいというお話がありましたが、前回のヒアリングで、IT室とも御相談していただいて、技術的なところを克服していただきたいとお願いしましたけれども、それをなさっているのかお聞きかせください。また、対面を求める、求めないについては、今の御回答だと、自治体の運用の問題だと把握されているようですが、行政手続法や行政手続条例には、郵送等であっても到達したら審査を始めなければいけないと書いてあります。個別の法令により対面で提出しなければならないということが定められていればともかく、そうでない限り、対面を義務づけるというのは基本的には許されないはずで、法令違反のような状態で対面を義務づけていることを駄目だと言うのができないのは所管官庁としておかしいのではないのでしょうか。

以上です。

○菅原座長 総務省さん、どうでしょうか。

○総務省（三橋行政課長） 御指摘を受けたところについて、対面を求めているところがあるというお話でございますので、それは何を求めて、ヒアリングしているのか、何をしているのか分かりませんが、一体どういうふうなことでそういうことが必要なのか、私どもその自治体の名前とかも承知していないわけでございますので、そこは私どもとしても、今回こういう形で統一的な標準様式も示してまいりますので、自治体の方の意見も十分聞き、また法令としておかしいことがあれば、当然私ども指摘していきたいと思いま

す。ただ、今、一方的に対面でやっているところがあるというお話に対してだけなので、正に状況を踏まえて考えていきたいと思います。

それから、システムの統一の話ですけれども、確かに私どもとして、先ほど来、話がありますとおり、税や社会保障などの法令に基づくものでなく、各自治体それぞれの事情で調達事務を行っているというものに対して、どこまで統一的なシステムを国が用意すべきかというのは非常に議論があると思います。ただ、そこは自治体としても非常に利便性が高く、事業者の方もニーズがあるというところでありまして、それは自治体の方に聞きながらどういう方策ができるかということは考えていきたいと思います。デジタル庁が9月にできたところでございますので、デジタル庁のお知恵を借りながら考えていきたいと思っております。

○菅原座長 オブザーバーをしていただいておりますが、デジタル庁の浦上参事官、コメントはございませんか。

○デジタル庁（浦上参事官） 参事官の浦上でございます。

総務省さんから相談があればしっかり対応していきたいと考えております。

○菅原座長 ありがとうございます。

では、今回論点で出したものをデジタル庁等と連携して確実に実現できるように、具体的スケジュールを含めて再検討をしていただければと思います。

次に、杉本座長代理、お願いします。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

少し話が戻ってしまうかもしれないのですが、様式のことについて1点、意見と質問をしたいと思っております。先ほども紙前提であるかのように見える様式をどうすべきかというときの御回答で、総務省さんの方から、法律上は書面で行うことになっているのだというお答えがあったかと思っております。それに対して岩下委員から、実質はデータで管理している、データを原本としているところがあるという調査結果も御紹介いただいたと思っております。

法律上、「書面」との文言が用いられているという点は、裁判手続等のデジタル化においてもネックになっているところがあり、それは現状「書面」という法律上の文言が紙の書面を指していると理解されていることが前提にあると思っております。アスコエさんが、もし様式などを紙の書面ではなくデータで申請する、と変えるのであれば、元に戻って法令から変える必要があるということを先ほどおっしゃいましたが、それはそのとおりなのですが、それはそのとおりなのですが、より早く迅速に制度を変えていくためには、法改正をするというのはなかなか時間がかかるころだと思っております。ですので、法律上の「書面」という文言の解釈を現代の社会に合わせて柔軟に行い、その部分を紙の書面ではなく、データでの管理、データでの申請などもできるような「書面」と解釈をすることも可能ではないか、そういった考え方もしていく必要があると思っておりますが、その辺り、総務省さんのお考えをお聞きできればと思います。

○菅原座長 総務省さん、お願いします。

○総務省（阿部審議官） ありがとうございます。

また大きな話だと思います。私どもの方で全ての法令を所管しているわけでもないのに、責任を持った答えはできないというか、飽くまでも個人的なことですけれども、当然、そういう方向で考えるという方法はゼロではないと思いますし、法解釈でと。ただ、結構多くの方が紙を前提に法律上の文言が書かれているのは事実なので、そこは政府全体として、正に御指摘いただいたように改正でやるのか、それとも解釈で乗り切るのかというのは、それこそ、デジタル庁の話を出して恐縮ですが、横断的な話になりますので、やはりこれは政府全体として考えていくべき課題なのかなと思っております。

すみません。答えになっていないかもしれません。

○菅原座長 そろそろ時間ですが、あと1問程度あれば。

○村上専門委員 村上です。1問だけよろしいですか。

○菅原座長 どうぞ。

○村上専門委員 今ちょうどお話が出た点で、デジタル社会形成基本法の中で書面に関しては「電磁的方法により行うことを可能とする」と書かれているので、それを根拠に電子的なデータを可とすると解釈すればいいのではないかと思います。

以上です。

○菅原座長 総務省さん、いかがですか。

○総務省（阿部審議官） 私どもの方でその解釈までは責任持ってお答えできないと思います。それはデジタル社会形成基本法ですから、デジタル庁の方かと思います。

○菅原座長 分かりました。いずれにせよ、関係省庁で積極的に連携を取り進めていただければと思います。

それでは、お時間になりましたので、ここまでとさせていただきます。阿部審議官を始め総務省の皆様においては、本日の意見を踏まえて、新たな標準様式のリニューアルや調達手続のデジタル完結に向けて積極的に取り組んでください。規制室の事務局においてもリノベーションをよろしく申し上げます。

それから、委員・専門委員の皆さんから意見が出尽くしていない感じがしておりますので、本日の議論で十分な御回答を頂けなかった点について、後日、事務局を通じて書面で照会したいと思いますので、委員の皆様におかれては、事務局に意見をお寄せください。

それでは、株式会社内田洋行の木内様、アスコエパートナーズの安井様、総務省の皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。退室ボタンより御退室ください。
（株式会社内田洋行、株式会社アスコエパートナーズ、総務省退室）

○菅原座長 では、引き続き、議事2「株主総会資料のオンライン提供の拡大について」に移ります。

現行の会社法上、株主総会資料については書面提供が原則とされてきておりますが、Web開示で足りるとされている事項があり、本年1月にはコロナ禍での特例措置としてWeb開

示で足りる部分が拡大しております。当該特例措置については9月末で一旦失効しますところ、株主総会資料のオンライン提供の今後の在り方について議論いたします。

まず、日本経済団体連合会の小畑様から事前に提出いただいた資料4を基に御説明を頂戴したいと思っております。恐縮ですが、5分程度で御説明をしていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○日本経済団体連合会（小畑本部長） 経団連の小畑と申します。本日は御説明の機会を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

それでは、事前に提出させていただいております資料4に沿いまして、御説明させていただければと思っております。

現在、行われております「Web開示によるみなし提供制度」の要望について、まずは申し上げたいと思っております。制度の概要でございますが、そもそもWeb開示によるみなし提供制度とは、毎年の株主総会を開くときに株主の皆様提供しております資料、これは基本的には文書で送られているわけなのですけれども、その一部については、その情報を企業のWebサイトに掲載し、株主に対してURL等を通知することで御覧いただく、こういうことで文書で提供したものとみなす制度が現行、用意されているところでございます。

ただ、これについては株主総会資料の一部がその対象になっておりまして、昨年来のコロナ禍の状況で、その文書を作るにしても企業の時間的な制約があるということで、法務省令で御対応いただいて、みなし提供制度の対象となる文書の拡大ということが時限的に行われております。今年もこの状況が続いているということで、本年1月の法務省令改正で、今年の株主総会、基本的には5月、6月が中心的なシーズンとなるわけですけれども、そこにも対応できるように本年9月までの時限的措置として特例措置が延長されている状況でございます。

どんな文書がこの制度の対象となっているかということでございますけれども、いろいろな文書がありますが、拡充措置なし、これが普通のWeb開示というものでありまして、一番右側が法務省の特例的な時限的措置としてさらに対象が拡充されたものでございます。左右を見比べていただきますと、本来的な制度がバツとなっているところで拡充された措置では丸となっている部分が2つあります。

1つは、事業報告の中の「事業の経過及びその成果」、1年を振り返ってどうだったかという説明をする部分、それから「対処すべき課題」、今後どうやっていくかという課題を文章で書き連ねる部分です。

もう一つは、計算書類です。単体の貸借対照表並びに損益計算書、それに付随する監査報告書も、拡充された措置ではWebで提供することが認められているということです。

実はこれを使った企業というのはそんなに多くはないです。毎年、10数社、20社ぐらいが使っているという実績でございますが、この拡充した制度を御用意いただいたことで、企業側としては、こういう提供書類の準備をするスケジュールに余裕を持って対応することができた。もし印刷して郵便で送らなければいけないということになると、いついつま

でに作らなければいけないというものが、もし間に合わなくてもWebで提供すれば何とかなるので、相当余裕を持って対処することができたということで、実際に使ったかどうかにかかわらず、非常にありがたい制度だという高い評価を頂いているものでございます。

経団連の要望事項が下の方にありますが、こういうことに鑑みまして、ようやくおかげさまでコロナの状況も一旦鎮静化してきており、緊急事態宣言も解除されるようでございますけれども、また、いつ何どき、こういう状況がぶり返すかもしれませんし、またコロナ以外の別の感染症ということも将来的にはあり得るかもしれない。あるいは天変地異等も何か起こるかもしれない。こういうことからしますと、やはりこの制度というのは来年以降も継続していただきたい。少なくとも来年の株主総会については対処していただきたいということでございまして、望むらくは、この制度の恒久化ということも是非御検討いただきたいところでございまして、恒久化に関しては、株主総会資料の電子提供制度というところでまた申し上げさせていただきたいと思っております。

3 ページ目を見ていただきます。実際にこの制度を利用した企業はそんなに多くはなかったと先ほど申し上げましたが、その中で実際使われた企業に取材をしてみたところ、どうだったかということでもあります。

株主からの反応ということでは、Web開示に関して、会社にこれは何ですかという問合せをしてきた株主も、総会の場でこれはどうなのだということをおっしゃる株主も特段いなかった。その会社の株主構成は60代の株主も多いということで、デジタル化に慣れていない可能性もあったけれども、特段の不満は寄せられていなかったということで、おおむね、つつがなく対応できたということでもあります。

一方、会社側としては、先ほど申し上げましたように、資料の校了の日時を後ろ倒しできて1週間ぐらい時間の余裕ができたということ、また印刷・郵送等の費用削減効果もメリットがあったということです。実際この会社はそれほど大部な資料を送っているわけではないということでもありますので、今回対応した単体の財務諸表とか、あるいは対処すべき課題とか、こういったページを抜くことでそれまでのページ数から4割以上冊子のページ数を減らすことができた。こういうことで非常に効果を感じているということで、来年も是非利用したいという感想を頂いておるところでございます。

こういうことでありまして、是非この制度をまずは来年延長していただくとともに、恒久化も御検討いただきたいということを申し上げたいと思っております。

次に、第2の論点であります株主総会資料の電子提供制度です。こちらは、会社法が改正されておりまして、再来年度から制度が施行されます。再来年のどこかまでには施行されるという立て付けになっておりまして、まだ施行時期が定かではないところでございまして、施行されれば遅くとも再来年の株主総会から企業側の対応が求められることになっておるところでございます。

この制度につきましては、5 ページを御覧いただければと思います。上場会社に導入が義務づけられているものでございます。会社側は、株主総会資料に記載すべき事項をWebサ

イトに全て掲載する。これが電子提供措置ということでございまして、株主に対しては、書面で最低限の株主総会の情報、いつ開かれ、議題は何か、資料はこのURLを見てくださいという通知をしなければならない、こういう制度です。ただ、株主が書面交付請求、紙で資料を下さいと申し出た場合には、会社側は電子で提供しているものをプリントアウトして書面交付請求をした株主にお送りすることが必要となってくるということでございます。

こういう制度ができるわけですが、現在の企業としては、株主がどれぐらい書面交付請求してくるか、なかなか数が読めないというところなんです。書面交付がないとWebが見られない状況にあるという人に限って書面交付請求ができるわけではなくて、誰でも書面交付請求はできるという制度でございまして、自分で画面で見るのが面倒くさいから紙で送ってくれるのならそちらの方がよいということで、気軽に紙で送ってくださいという人がたくさん出てくるかもしれない、紙でたくさん送らなければいけないかもしれない。

そういった意味からも、紙で送る分量をできるだけ減らしたいということもございまして、特に現在、Web開示の特例措置で認められているような事項については、新しい制度が施行された以降も電子的に提供できるようにしていただければ非常にありがたいということでございます。これから施行される新たな制度では請求があった場合には文書で提供しなければいけないということですが、バツがついている部分についても書面で提供する必要はないということで、Webを見てくださいということにできないか、こういう検討課題があるのではないかと考えているところでございます。

以上が、電子提供制度、これからスタートする制度についての今後の課題というものでございます。

最後に、その他ということで、招集通知そのもののデジタル化ももちろん課題としてはあるのではないかとございまして。これは、いつ株主総会を開催するかというお知らせです。招集通知はそれだけのものですが、その通知自体も電子的に送ることになると、現段階ではそれぞれの株主のeメールアドレスを会社が把握しているわけではないということで、これをどうやって集めるのかということから実務的には課題が出てくるということです。

それから、メールアドレスというのは結構頻繁に変えることもできるということで、変わった場合どのように対処するのか。仮に到達しなかった場合、株主総会手続に瑕疵があったということになり取消しの対象になるとえらいことですので、そういった場合の対処を含め、様々な電子化に伴う課題を解決していかないと安心して使うことはできない。こういうこともあるので、その点も含めて是非御検討いただければということでございます。

また、企業側にとっては、株主総会招集通知が電子化されたとしても、そのほかに文書で送っているもの、同封して送っているものがあります。例えば配当金関係書類も一緒に送っているわけですが、仮に招集通知自体が電子化された場合、配当金関係書類はやはりお手紙で送る必要があるのか、これも電子化することができるのか、こういったことも実務的には課題となってくるのではないかと、こういうところでございまして、この点

についても様々課題はあるのですけれども、今後、是非御検討いただければというところ
でございます。

簡単ではございますけれども、私からの御説明は以上でございます。どうもありがとう
ございました。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、法務省より5分程度で御説明をお願いします。

○法務省（堂菌審議官） それでは、法務省民事局担当審議官の堂菌の方から御説明いた
します。

まず、Web開示によるみなし提供制度の特例措置に関する論点1及び論点2について御
説明いたします。

前提としてWeb開示によるみなし提供制度について簡単に御説明いたします。スライド
の資料1枚目は、平時のみなし提供制度について御説明したものでございます。2ページ
目がコロナ対策として行っている特例措置について御説明しているものでございます。こ
の特例措置は今年30日までの時限措置で、来月1日からは1ページ目の平時の内容に戻る
ということになります。

それでは、まず1ページ目について御説明いたします。会社法上、株主総会を招集する
際には、その招集通知に計算書類等の株主総会資料を添付して株主に提供することが求め
られておりますが、法務省令で定めるところにより、株主総会資料の一部についてWebサイ
トに掲載することによって株主に提供したものとみなすということが認められています。

このみなし提供制度の対象となる事項については、重要な事項、典型的に株主の関心が
高いと思われる事項は対象外とされておりまして、単体の貸借対照表、損益計算書につ
いてはその対象とはされていないということになります。

次に、2ページ目を御覧ください。特例措置につきましては、新型コロナウイルス感染
症の影響で、株主総会のボリュームゾーン直前期に決算・監査業務に遅延が生じるおそれ
があったことを受けて、株主総会資料を郵送するための印刷・封入作業に要する時間を短
縮し、決算・監査業務の負担を軽減するため、みなし提供制度の対象とされていなかった
単体の貸借対照表や損益計算書について特例としてWeb開示の対象としたものでござい
ます。ただ、これは飽くまでも新型コロナウイルス感染症の影響を受けた緊急措置として行
っているものであるため、必要と認められる都度、時限的な措置として行っているところ
でございます。

次に、3ページ目、4ページ目は、令和元年会社法改正によって創設されました電子提
供制度の概要に関する説明でございます。後ほど論点3の回答の際に御説明いたしますが、
この制度は、株主総会資料を自社のホームページのWebサイトに掲載し、株主に対して当該
Webサイトのアドレス等を書面により通知することによって株主総会資料を提供したもの
とする制度であります。現在は未施行となっております。

以上を前提に、本年10月以降の対応方針について御説明いたします。資料の5ページ目

を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響については今後も不測の事態が生じる可能性は否定できない状況にありますので、令和4年の株主総会のボリュームゾーン、すなわち令和4年の3月総会及び6月総会には十分間に合うようなスケジュールで令和3年の特例措置と同様の措置を再度講ずることを検討しております。なお、株主総会資料提供のデジタル化促進の観点については、令和元年の会社法改正によって導入された電子提供制度の早期施行によって対応することを検討しております。

この点については、6ページ目を御覧ください。この施行期限は改正法公布の日から3年6月を超えない範囲内とされており、令和5年6月10日までとなります。この資料は青の矢印部分が若干不正確になっておりますが、これをできる限り早期に前倒しし、現時点では令和4年9月1日の施行を目指して検討を進めているところでございますので、令和5年の株主総会のボリュームゾーンにつきましては、この電子提供制度の利用によって対応することができるようにしたいと考えているところでございます。

最後に、電子提供制度に関する論点3について御説明いたします。これは、特例措置によりみなし提供制度が認められる事項と、電子提供制度において書面交付請求の書面への記載を要しない事項とされている点について、違いが生じている点が問題とされていると理解しております。

これに関しては、この資料にありますように、電子提供制度下における書面交付請求は、この制度を採用するに当たってデジタルデバイドの問題等に配慮して株主の保護を図る趣旨で採用されたものでございます。

また、Web開示によるみなし提供制度においては、その対象とならない事項については全ての株主に対して書面を提供しなければならないの対しまして、電子提供制度においては書面交付請求をしてきた株主に対してのみ書面を提供すれば足りるという違いがございますので、電子提供制度の下では基本的に会社側の負担が大きく軽減されることが想定されております。このような株主保護の必要性の程度と会社側の負担の程度とのバランスも考慮して、電子提供制度の下においては、積極的に書面交付請求を希望してきた株主に対しては、その保護を図る必要性が典型的に高いものと考えられますので、書面により十分な情報提供がされる必要があると考えられます。

そのため、電子提供制度下において書面交付請求があった場合については、Web開示によるみなし提供制度の対象とされている事項である事業報告における会社役員の責任限定契約に関する事項、連結計算書類のうち連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載された事項、特例措置としてWeb開示によるみなし提供制度の対象とされている事項についても株主にとって重要な事項として書面に記載を要する事項とされているところでございます。

もっとも、先ほどの経団連の方の御説明にもありましたように、この電子提供制度に基づく書面交付請求がどの程度使われるのかといった点によって会社の負担は大きく変わってきますので、この書面への記載を要しない事項については、電子提供制度が施行された後の運用状況を注視し、必要に応じて検討してまいりたいと考えているところでございま

す。

私からの説明は以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見がございましたら、挙手をお願いします。岩下委員、お願いします。

○岩下委員 法務省さんに申し上げたいことがあります。私、今、たまたま日経新聞の9月27日、昨日の新聞の画面を開いているのですが、その中で、株主総会が10月から機関投資家がネット決議をしやすくなるという形の、業界ルールの見直しの話ですが、この記事が載っています。割と大きな記事です。この中で、機関投資家の電子投票率の国際比較が載っています。アメリカはほぼ100%、イギリスは90%、ドイツは70%、日本は10%ちょっとですね。

今回、本件の説明について法務省さんが、特例措置によりWeb開示でオーケーにしたけれども、書面を出すようにというルールは変えないと聞こえたのですが、恥を知ってください。あなた方が日本の電子化をどれだけ遅らせていると思っているのですか。それが国の役所のやることですか。そんなことが許されるわけがないでしょう。一刻も早くここを考え直さないと日本は滅びますよ。滅ぼしたのは法務省だ。法務省がどんなことをやっているかということは、これまでさんざん規制改革推進会議で非難ごうごう浴びてきたのに、まだそんなことを言うのですか。

今、既に多くの個人投資家はインターネットを経由して投資をしています。EDINETを始めとする金商法上の適時開示や法令上の開示も全てインターネットベースで行われています。書面を請求して書面を出せということはありません。書面を請求、書面を出せという仕組みを維持するのは、確かにデジタルデバインドされた人のため、株主の方のためにその分の権利を守ってあげたいというお気持ちは分かりますが、既にその株主にとって多分一番大事であろう株価がどうなるかということに対するEDINETの適時開示が全て電子化なのに、なぜ株主総会だけ紙で出してあげて、それがデジタルデバインドされた人たちを守ってあげることになるのですか。そんなことを言ったら、全ての株式関係の書類は紙にしなければデジタルデバインドされた人は守られないからかわいそうです、電光掲示板やインターネットの取引なんて即刻やめなさいと言いなさいよ。そうではないのでしょうか。世の中で動いていることはちゃんと認めるのだったら、それを認めるのが当たり前です。一体何を言っているんですか。

そういう意味では、今の言い方は大変けしからんと私は思いますが、それはそれとして、今の経団連さんの御希望は切実な業務上の問題ですし、かつ日本のデジタル化のために非常に大事なことです。そういうことについて、法務省さんがキャスティングボートを握っているのです。あなたたちが電子化を止めれば、日本全体が沈没してしまいます。そんなことが許されるはずがありません。もしそうしたいなら、あなたたちだけが沈没しててください。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

次に大槻議長代理、宜しくお願いします。

○大槻議長代理 趣旨は岩下委員と同じところなのかと思いますが、岩下委員がおっしゃったとおりで、今のこの制度は、BS・PLがネットで取れませんという時代の遺物な気がしてなりません。株式等を持っていらっしゃる方ならよく御存じのとおり、株主招集通知とか来てもごみ箱送りですね。そういう意味では、一刻も早い電子提供が望ましいということなのだと思いますが、その中で、法務省さんに御質問です。

6 ページ目に頂いているこのプロセスどおりにいくと、誤解があったら申し訳ないのですけれども、ここからしばらく空白期間ができるということですね。思っているよりもコロナが長引いてしまった。様々まだ業務が滞っている中でも、これから多くはないとはいえ、株主総会は3月までありますが、その間の措置はどういうふうにするのでしょうかというところ、これはみなし提供のところですが、教えてください。

もう一つ、経団連さんの資料の2 ページ目にあり、法務省さんの資料にも触れられていた、重要性のところですがすけれども、単体とか、事業の経緯、経過等だけを重要として書面で交付しなければいけないという趣旨をもう一度教えてください。基本的には必要ないと思うのですがということです。

最後、もう一点が、経団連さんの意見として見せていただいた、Webでの最終的な姿としてということで7 ページ目に頂いている招集通知のデジタル化について、マイナンバー等と紐づけることでお悩みのところだと理解しましたが、eメール活用ではない形あるいは、eメールを併用することも考えられるのかもしれませんが、株主全体に対して総会の開催通知を届ける方策を早急に考えることはできないのでしょうかというところを教えてください。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

法務省さん、お願いします。

○法務省（堂蘭審議官） 法務省の堂蘭でございます。

岩下委員の方から大変厳しい御指摘を頂いたところではございますが、まず前提として、法務省令でそもそもどこまでできるかという問題があるかと思っております。そもそも法律で、例えば計算書類につきましては、株主総会への招集通知をする際に併せて提供しなければならないとなっていて、招集通知につきましては、今お話がありましたように、株主の同意がなければ書面で行わなければならないということになっております。そういった意味で、現行の会社法上は、招集通知については書面で送るのだけれども、計算書類についてだけ電子提供を認めるというところは、法の趣旨からして難しい面があるのではないかとこのところがございます。

ただ、特例措置につきましては、コロナウイルスの関係で非常に難しい状況下にあると

いうことを配慮して、何とかこの法律による委任の範囲内にぎりぎり収まるのではないかという判断の下で、やっているところでございます。少なくとも法律による行政という制約がございますので、法務省令でできることがどこまでなのかという点についてはこちらとしても慎重に検討する必要があるものと考えております。

ただ、いろいろ御指摘を頂いているところでもございますし、書面交付請求についてどの程度利用されるのかということによって、会社の負担等は変わってくるものと思いますので、その辺りについてはこちらとしても注意深く観察して的確に対応できるようにしたいと考えているところでございます。

それから、みなし提供制度が10月1日から特例措置が切れるということになりますので、確かに一定期間空白期間が生じるということにはなるわけですが、この点につきましては、資料でも御説明しましたとおり、次の株主総会のボリュームゾーンには同じような特例措置が使えるようにということで、今、検討を進めているということになりますし、その次の年には新たに法律で導入された電子提供制度によって対応していくということを考えているところでございます。その点については施行期限の最終期限よりも半年ぐらい前倒しをして実現したいということで、今、検討を進めているところでございます。

取りあえず、私の方からは以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

大槻議長代理、どうぞ。

○大槻議長代理 時間がないのにごめんなさい。空白期間については10月1日から一時的な措置を継続することはできないのですか。特に10月以降の株主総会を検討しているところは大体ベンチャーが多くて、そういったところは手間がよりかかる可能性があることを考えると、一層ニーズがあるのではないかと思います。

それから、さっきの御質問で1つだけ抜けていて、株主総会のところのデジタル化ということについては全く御興味がないのでしょうか。

○菅原座長 法務省さん、お願いします。

○法務省（渡辺参事官） 民事局参事官の渡辺の方から回答させていただきたいと思いません。

今の空白期間の関係でございますけれども、この特例措置自体が株主総会のボリュームゾーンにおいて決算・監査業務が滞ってしまうというところから出発した制度でございますので、ボリュームゾーンのところをしっかりと手当てをするというのが本来の趣旨ということですので。それ以外のところについてこういったことをするのが、先ほど堂蘭から話がありましたけれども、法律の関係でどうなのかという問題もございますので、ボリュームゾーンの対応ということで考えているところでございます。

○菅原座長 大槻議長代理、コメントがあれば一言どうぞ。

○大槻議長代理 では、一言。ここを紙なんて投資家さん側は全く聞いていらっしやらないと思いますが、恐らく投資家さん側もほとんどの方が紙でやる意味というものを感じて

いらっしゃらないと思うのです。デジタル化を率先してやっていただければと思います。

○菅原座長 ありがとうございます。

後で岩下委員にもコメントをお願いしますが、先にほかの方から質問を頂きます。お一人1～2分で簡潔をお願いします。瀧専門委員、杉本座長代理、落合専門委員、住田専門委員の順番をお願いします。

○瀧専門委員 経団連さんの資料に全面的に同意するものでございます。マネーフォワードは11月末決算の会社ですので、いち会社としても注視する状況です。今年当社はハイブリッド参加型で行いましたが、会場にいらしたのは3人の方で、会場側では開催方法に関する御質問も出ずという形でした。一方で、より多くの、地方の方々も含めて、会社との接点をお届けできる非常にいい体験になったと思っています。そういう意味では、もともとリアルよりもよいUXというか、よい場になっているという点がございますので、本来、繁忙期の監査の人たちの対応というのに関係なく、全面的にバーチャルな体験に移行したいという要望がございますので、それをお願いしたく思っています。

あとは、経産省さんの作ってくださったガイドラインに皆さんがちゃんと準拠というか、理解が及んでいれば、この制度は本当に進むのです。ただ、そうではないですよという一部のリスクがあるがために理解・浸透も十分に行われておらず、企業からすると、そこで何かデメリットがあるのではないかと気にされてしまっているのです。それで導入が進んでいないというのがあります。そこは危機感を高めていければと思っております。そういう意見表明でございます。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

次に、杉本座長代理、お願いします。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

質問を2点させていただきます。

最初は、経団連さんに対してですけれども、招集通知に関してです。通知に関しては、電子提供制度があっても、原則的には書面で招集通知を送らなければならないと理解していますが、通知の郵送業務に関しては企業にとってはそれほど大きな負担にはならないのでしょうか。費用や業務の負担など、通知レベルであつたらそれほど問題ではないのでしょうか。通知も今後はメールなどで行う等のデジタル化についての課題も挙げられておりましたけれども、メールアドレスの収集や管理などは確かに難しいところがあると思います。例えば電子提供制度が始まる際に、その年の招集通知は書面で送り、その際にメールアドレスを記載する欄を設けるなどして、希望する株主に対しては次年度からは招集通知もメールで送るといようなことは考えられるのでしょうか。そのような方法でメールアドレスを順次収集して管理していくということはできるのでしょうか。企業の実態がよく分かっていないので、その辺りの業務負担などを教えていただければと思います。

2点目は、法務省さんに対してですけれども、電子提供制度が始まると書面交付請求を

してきた人には全て書面送付に対応しなければならないということで、経団連さんからは送らなければならない書面の量を減らすという方向での御提案があったと思います。この点、交付請求できる人自体を減らすという方向での制度設計など、そういったことは考えられなかったのでしょうか。例えば交付請求できる場合の条件をつけるという方向での減らす取組は検討されなかったのか、その辺りのことを教えていただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

次に、落合専門委員、お願いします。

○落合専門委員 承知しました。手短に申し上げます。

まず1つ目に、制度の穴が空いてしまうのではないかという点についてですけれども、今ほど監査のお話を法務省ではされていたと思います。しかし、コロナの対策であったり、作業を非対面でも実施できるようにという、こういう趣旨もあって、もともと議論させていただいて、電子化の実現というので特例の措置を打っていただいたと思っております。そういった意味では、監査のところだけに過度に注目するべきではないように思いますし、また株主総会の開催は、総会集中の是正によりほかの時期でも増えてきている状況にあると思いますので、そういったところを御考慮いただければというのが1つ目です。

2つ目については、電子提供制度について、特例措置の運用状況を見つつ、特に書面への記載を要しない事項というのを拡大していき、紙を減らしていくというのは非常に重要だと思いますので、この点、検討いただけないでしょうか。

最後、3つ目ですけれども、招集通知について、電子メールアドレスの登録だったり、会社以外の適切な主体が記録しておいて、住所と電子メールアドレス、どちらも書換えをすることであれば、ある程度同じように書換えというのはできるはずだと考えられます。ただ、この辺りは実務が重要だと思いますので、その辺りの実務を証券保管振替機構ですとか証券会社等の証券界の各社と特にお話をして詰めていただくというのが重要ではないかと思っています。

全般として書面でないと、というお話を頂いていますけれども、債権譲渡の特例通知を電子化することまで法制度として今年整備していただいていると思います。会社法のこれらの全ての手続というのは債権譲渡に比べると権利侵害の度合いは低いと思います。そういったところも踏まえて、制度間のリスク、純粋な民事法と組織法で違うというのはあると思いますが、ただ、リスクを考慮してということはあると思いますので、そういった視点で是非御検討いただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

次に、住田専門委員、お願いします。

○住田専門委員 端的にお伝えしたいと思います。私も自分の会社で株主総会を担当させていただいているのですが、会自体はバーチャルで開催できるようになっているという

ころで、書面についても今回御対応いただいているというところはすごく期待して待っているところでございます。

1点だけ、御発言されたところで気になったのが、法務省だけでは決められないところもあるみたいなお話もあったのですが、それというのはユーザーにとってはあまり関係なく、自分たちができないことがあるのであれば、ほかの省庁と連携して進めていただくというのがあるべき姿ではないかと思っておりますので、そこはしっかりやっていただきたいと思いました。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、まず経団連さんに杉本座長代理からの質問に対して申し訳ありませんが、簡潔に回答をお願いします。

○日本経済団体連合会（小畑本部長） 御質問ありがとうございます。

招集通知の郵送負担ですけれども、紙1枚でございますので、その他の関係書類につきまして、監査の手續などいろいろあるということから比べると、相当負担は軽いということではございます。したがって、紙1枚送るということ自体が大きな負担かということではないのですけれども、もちろん株主総会の運営も含めて一気通貫で電子化されるということになると、多大な利便性が企業としても出てくることになりますので、そういった意味から、先ほど申し上げたような様々な課題を実務的にクリアできれば、これも含めて全てを電子化していくということは極めて重要だと考えております。

eメールアドレス等の収集についても、実務の工夫ということもやる余地は十分あろうかと思っておりますし、また先ほど大槻先生から御提案ございましたけれども、マイナンバーと絡めて、例えばマイナポータルにこういう情報が届くようなことができれば、世の中は圧倒的に変わるのだらうと思っております、期待するところでございます。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、法務省の方から瀧専門委員、杉本座長代理、落合専門委員、住田専門委員のコメント、質問に対する回答をお願いします。

○法務省（渡辺参事官） 民事局参事官の渡辺からお話しさせていただきたいと思っております。

まず、瀧専門委員からおっしゃっていただきましたハイブリッドのバーチャル総会とか、そういった御指摘も頂いたかと思っております。こちらにつきましては、経産省さんとともに円滑に進んでいけるような情報提供の在り方も考えていきたいと思っております。

落合専門委員の方からおっしゃっていただいたことにつきましては、我々に対する御意見、御要望に関する部分もあろうかと思っておりますけれども、我々の方といたしましても、特に電子提供制度が始まった後の書面事項とか、そういったところの御指摘もあったかと思っておりますが、そういったところにつきましては、運用状況をしっかり見せていただきながら、

必要に応じて対応はしていきたいと思っているところでございます。

取りあえず、以上でございます。

○菅原座長 すみません。杉本座長代理への回答及び住田専門委員のコメント、落合専門委員のところも回答がやや不十分だと思いますが、もう少し補足してください。

○法務省（渡辺参事官） ユーザー目線ということにつきましては、我々の方としてもいろんな御意見を賜りながら、検討していきたいと思っているところでございます。御指摘ありがとうございます。

杉本座長代理からの御発言というのは、経団連さんへの御質問かと受け取ったわけですが、我々の方としては。

○菅原座長 杉本座長代理、再度御質問いただけますか。

○杉本座長代理 経団連さんに対しては通知のお話だったのですが、法務省さんに対しては、記載事項の書面を減らしていくという方向ではなくて、書面交付請求できる人に条件などをつけるようにして交付請求できる人を減らしていくという方向での考え方はどうでしょうかと、その辺りの考え方をお聞きしたいということでした。

○菅原座長 法務省さん、お願いします。

○法務省（渡辺参事官） 失礼しました。書面交付請求については基本的には条件はないということで、既に改正会社法の下でそういう法律として規定されているところでございます。こちらの方はいろいろ条件をつけるということになると、それを審査したりしなければいけない手間もかかってしまうということも考慮された部分があったと認識しているところでございます。

具体的に書面交付請求をどのような形でしていただくかというところの実務的な工夫につきましては、会社さんの方でいろいろと考えていただける部分があるのかもしれないので、法制度に関わる部分のお話としては以上ということになります。

○菅原座長 申し訳ありません。落合専門委員からの質問に必ずしも回答できていないように思います。落合専門委員、追加でコメントがあれば。

○落合専門委員 今、御回答いただいた中で、運用を見てというお話をされていたと思っております。運用を見てということよりか、直近で制度の穴が空いてしまうということのを補う対応の必要性であったり、できる限り急いで整理を行うべきだということに対して、全体としてほかの委員の先生方も含めてコメントしていたところだと思います。全般的に運用を見て、例えば令和4年になってまた運用を見て令和5年とかというのだと、全然遅いと思いますので、その点は前倒しをして直ちにできるところからやっていただくということが非常に重要ではないかと思っております。

○菅原座長 ありがとうございます。

重要な課題ですので、法務省においては、特例措置の延長・再導入について速やかに検討・措置をお願いします。

次に、武井委員、よろしく申し上げます。

○武井委員 ありがとうございます。今日の御議論をお伺いして、議論がかみ合っていないなあと思う 이슈が2つあるかと思われました。

1つ目は、法務省さんが御指摘されている、今のコロナ特例が下手をしたら法律違反である、政省令として法律の委任の範囲を超えているという価値判断の箇所です。この部分について、恐らく議論している側では腹落ちしていないのではないかという気がしています。コロナ特例といえども、現在やっているわけですが、いろんな電子提供、Web会議の範囲であれ、書面の範囲であれ、政省令で決められるのではないかということに関して、今の特例が法令違反の疑義があるからなるべく慎重にという部分ですね。その部分が多分議論がかみ合っていない1つの点かと。ここをどうするかというのが1つ目の論点なのだと思います。

2つ目が、書面請求があったときの書面に書くべき範囲とかについて、コロナが起きる前の価値判断で行われたものではないかという論点です。書面を請求した人には、より書面に書くべきである、書面をわざわざ請求したのだからたくさん書くべきである、そういう価値判断について、今、コロナが進んでいる中での政策判断として、そこはおよそ変えられないのかという部分が論点になっているのだと思います。

コロナに伴って変わった点が2つあるかと思えます。1つ目が、御存じのとおり、株主側の正にデジタルデバインド等の懸念があって書面請求権が手当てされたわけですがけれども、コロナ禍のこの1~2年の間に、個人株主の方を含めてスマホの利用が相当進んでいます。議決権行使を含めてスマホで皆さんやっつけちゃいますし、この1~2年のコロナでデジタルデバインドの問題は相当解消しつつあるのではないか。その点を根本的にどう考えるか。コロナ前のデジタルデバインドをある程度考えた価値判断を今のウィズコロナのときでも果たして維持するのか。改正法が施行される来年や再来年でもまだウィズコロナである可能性がある中で、コロナ前の政策判断を維持するのかということが一つの論点になっているのだと思います。

もう一点が、コロナに伴って起きていることでもありますが、正にこの1年の間に、デジタル改革関連法などの一括法も立法化されましたように、政府全体で書面をなくそう、デジタル化を進めようということで進められています。書面請求の制度についても、書面の請求があったら企業としては今まで以上にたくさんの情報を掲載した紙を印刷して、紙に準備しなければいけない。企業にかかるコストは株主側のコストでもあるわけなので、そういった紙に伴うコストをもうちょっとなくして行って、デジタル化の便益を進めることはどうなのか。これがコロナとともに起きている問題意識なわけです。

そういう意味で、先ほどの株主側のデジタルデバインドに関する変化と、政府全体で進められているデジタル化に対する便益の社会全体での共有。こうした2つの観点から、コロナが起きる前に行われた政策判断、書面を請求したのだから書面にたくさん載せるべきだという政策判断を維持すべきなのかどうかというところがもう一つの論点なのだと思います。

そういった総合的な判断を踏まえて、一つ目の論点については法務省さんとして再検討する余地がないのか。私自身もよく理解できていないところがあり恐縮ですが。今の2つの論点に関して改めて検討していくことで何か中間の解が出てこないのかということかなと思います。

以上です。

○菅原座長 整理していただけてどうもありがとうございます。

法務省さんの方からコメントをお願いいたします。

○法務省（渡辺参事官） 法務省民事局参事官の渡辺でございます。

武井先生の方から整理していただいた1番目のポイントについては、正におっしゃるとおりでございまして、法律で定められているものを省令でどこまでできるのかというところが我々としての懸念ということでございます。

2点目におっしゃっていただきましたコロナ前の政策判断ということでございますが、確かに電子提供制度自体ができたのはコロナ前のこういった審議会で議論して法案をつかったという経緯でございますけれども、今、問題になっております書面交付請求があった場合に書面に書かなければいけない事項を省令でどう定めるかという部分につきまして、これは実はコロナ後に立案して、パブコメをかけて御意見等も頂いて省令の公布に至っているというところがございます。その部分については必ずしもコロナ前だけの判断ではないというところがありますので、その点、御理解いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○菅原座長 武井委員、いかがですか。

○武井委員 ありがとうございます。デジタル化の流れをどう考えるか。書面請求があったときに書面によりたくさん書くべき、Web開示できる部分は減らすべきという政策的な価値判断について、コロナは去年からだったのでコロナ前なのかどうかはあるかと思いますが、現時点でも政省令によっておよそ変えられないのか。法務省さんの方で、今日のお話も踏まえて御再考の余地がないか、もう一度ご議論していただけますと幸いです。

○菅原座長 ありがとうございます。

引き続き、岩下委員、お願いします。

○岩下委員 今の最後の質問に対する参事官さんのお答えを聞くと、やはり法務省さんはよく考え直した方がいいですよ。今の整理はコロナ前に決まったことなのではないものだったら、みんな何となく納得すると思います。コロナ後にこういうことをやっている判断していること自体が、法務省さんの判断の基準というのは相当ずれていると言わざるを得ない。特に大変まずいと思うのは、10月に一旦終了した上で、次のピーク時に合わせてまたそこに向かって特例措置をやりすみたいなお話をおっしゃっています。一旦中止させて、また書面に戻して、また電子化するというに伴う社会全体のコストをあなた方はどう考えているのかということですね。

そこは建前とか、法律の政省令の組み方として、法務省さんの理屈はあるでしょう。あるでしょうけれども、やはり一方でそれを使っている国民がいる。国民のために法務省さんは仕事をされているのでしょう。一旦やめて、また復活のために今検討中だと、復活させるのを検討するのだったらなぜ10月1日からやらないのかというところが、役所間の交渉のために、一旦譲ってあげて、その上で元のとおりだけれども、また譲ってあげるみたいな、すごく嫌らしい古い官僚間の交渉事みたいに感じるので、そういうことで決めてほしくないのです。あなた方は日本の将来を背負っているのだから、すごく大事なことだと思うので、是非それは今からでも10月1日からできるようにしてください。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

法務省さん、コメントをお願いいたします。

○法務省（渡辺参事官） 御意見ありがとうございます。

弁解がましいようですが、我々としてもやはり省令ということがございますので、法律に違反してはいけないというところで、万が一そういうことになってしまうと、それこそ世の中は大混乱ということになってしまいますので、そういったことがないように慎重に考えなければいけないという発想でやっているわけでございます。御指摘も踏まえて検討はさせていただきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

そろそろお時間が参りましたので、ここまでとさせていただきたいと思っておりますけれども、法務省の皆様においては、是非本日の皆さんの現場の切実な意見とか、そういうこともきちんと踏まえまして、特例措置の延長、再導入について速やかに検討していただきたいと思います。喫緊の課題でもありますし、速やかな措置を私どもお願いいたします。

検討結果については1週間以内ぐらいを目途に事務局を通じて御回答いただけないでしょうか。まだ委員の皆様納得を得ているとは到底思えません。回答が無理でも、どういうふうに関後対応していくのか、その辺のスケジュール感も含めて是非提出いただきたいと思います。

また、株主総会のプロセス全体のDXの観点から、書面交付請求における書面記載事項の削減などについても、特例措置の運用状況も勘案した上で、是非書面の提供が最小限となる方向で積極的な対応をしていただきたいと思いますので、こちらの方もよろしく願いいたします。

○夏野議長 すみません。一言いいですか。

○菅原座長 どうぞ。

○夏野議長 規制改革推進会議の議長をやっている夏野です。

法務省さん、申し訳ないのですが、これはデジタル化に逆行することになってしまうのです。今できていることを10月1日からできなくするという、完全にデジタル化の動きに水を差す、全体にも物すごく影響を与えることなので、元に戻すタイミングではないと思

います。これは是非省内でもう一度検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議論では委員・専門委員の意見は十分出尽くしていますので、法務省さんの方で再検討していただきたいと思います。早い段階で今日の議論の整理をしていただいて事務局を通じて御回答ください。規制室の事務局の皆さんにはフォローアップをお願いします。

それでは、日本経済団体連合会の小畑様、どうもありがとうございました。また、法務省の皆さんも本日はお忙しいところ、出席いただきまして、ありがとうございました。「退室する」ボタンから御退室いただければと思います。

(一般社団法人日本経済団体連合会、法務省退室)

○菅原座長 それでは、本日の議題は以上でございます。

今後の日程につきましては、追って事務局から御案内させていただきますが、事務局から何かございますか。

○大野参事官 特にはございません。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、これにて会議を終了させていただきます。

議長、議長代理、専門委員及び委員の皆様におかれましては、この後、連絡事項等がございますので、会議から退室せずお待ちください。